

神戸市における地縁系テーマ別協議会とその現状

民生委員児童委員協議会	
設立年月日	1955（昭和 30）年
設立の経緯・背景	<p>民生委員制度は、大正 6 年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとし、翌大正 7 年に大阪府で「方面委員制度」が発足、昭和 3 年には方面委員制度が全国に普及した。戦後（昭和 21 年）、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められた。</p> <p>この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしている。</p> <p>1948（昭和 23）年には民生委員法が制定（民生委員令廃止）され、現在に至る。</p>
設立根拠	<p>民生委員法</p> <p>第 20 条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定める区域ごとに民生委員協議会を組織しなければならない。</p>
団体数	175 地区
設立単位	<p>おおむね小学校区単位</p> <p>※なお、地域特性により複数の小学校区を跨いでいる地区民児協や、その他適宜の地区割を行っている場合もある。</p>
団体の概要	<p>民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員を会員とする組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たす。互選により決定された代表者のもと、課題別の委員会・部会を設置するなどにより組織的な活動も行う。</p> <p>神戸市の民生委員・児童委員数：定数 2,571 人</p>
結成主体（構成員）	民生委員・児童委員
役割	<p>民生委員・児童委員の職務（活動）に関する連絡・調整をはじめ、福祉事務所等の関係行政機関との連絡、必要な資料や情報の提供、委員研修等を行う。</p> <p>また、単位民児協によっては定例会のほか、所属委員の持ち味を活かして独自の活動を行っている。</p>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域内の一人暮らし高齢者等の実態調査や福祉需要の調査 ・地域住民がかかえる問題等についての相談受付 ・一人暮らし高齢者等への声かけや訪問等の見守り活動、生活支援活動 ・子育て中の家庭に対する支援や子どもたちの成長のための地域活動 ・社会福祉制度やサービスの情報提供、関係機関への連絡 ・活動を通じて得た問題点や改善策についての関係機関への意見提起 等
支援制度	<p>① 地区民生委員児童委員協議会活動補助制度</p> <p>地区民生委員児童委員協議会が実施する活動に対して補助金を交付することにより、各地域における地域福祉及び在宅福祉の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>② 民生委員児童委員活動費支給制度</p>

	<p>民生委員・児童委員及び主任児童委員が職務を行うために要する実費弁償として活動費を支給する。</p> <p>③ 神戸市民生委員支援員の配置 民生委員活動の補佐を目的に民生委員支援員を配置する。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り対象の高齢者数の増加や複雑化・多様化する福祉課題への対応により民生委員の活動量が増加している。 ・民生委員の担い手不足が深刻な課題となっており、欠員が生じている区域については地区民児協会長や近隣民生委員が補完している状況である。
新たな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●活動にかかる実費弁償額を大幅に拡充 活動に見合った実費弁償額に近づけるべく増額することで、経済的な側面から民生委員活動を支援する。 活動にかかる実費弁償額は、国の地方交付税の算定基礎において、1人あたり年額60,200円が措置されている。神戸市では平成29年度より20,000円を独自に上乗せして支給していたが、令和5年度より、さらに50,000円を上乗せして、一般委員1人あたりの活動にかかる実費弁償額を年額80,200円から130,200円へ大幅に増額した。 ●欠員が生じている区域を補完する民生委員への実費弁償額の追加支給 担当する区域に加えて欠員区域も補完している地区会長や近隣民生委員の活動に対して、令和5年度より年額1区域あたり36,000円を追加で支給するしくみを新設した。 ●民生委員が活動しやすい環境整備に向けた取り組み (1) 令和5年度より、民生委員活動の補佐を目的に民生委員支援員を配置するもので、平成17年度に開始した神戸市独自の制度である。民生委員支援員として民生委員活動に触れていた後に民生委員に就任される方も多く、なり手の確保につながっていることから、令和5年度より設置要件を緩和して民生委員支援員制度が広く活用できる制度となるよう見直しを行った。 (2) 民生委員活動の周知 ① なり手不足の原因として、民生委員の活動が知られていないという意見が多く寄せられている。令和4年度より、若い方にも民生委員活動を知ってもらう取り組みとして神戸女子大学と連携して、大学生に民生委員活動を体験してもらい「インターンシップ」事業を新たに実施。実際に体験することで、民生委員活動の大切さややりがいなどを感じていただくことができている。今後も地域住民に民生委員活動に興味を持ってもらい、潜在的な候補者として地域につなげていくための仕組み作りに取り組んでいく。 ② 民生委員候補者に対する説明資料の作成 これまで民生委員候補者に対する説明資料として、全国民生委員児童委員連合会発行のリーフレットを使用していたが、他県民生委員が掲載され、制

	<p>度内容も全国一般的な記載に留まっており、使い勝手の良いものでは無かった。</p> <p>民生委員候補者に説明しやすい資料を作成するため、現在、民児協の協力を得ながら、神戸市民生委員の声や支援員制度の紹介など、現職民生委員やなり手候補者の目に留まりやすいリーフレットを作成中である。</p> <p>また、民生委員制度自体の周知をより一層行うため、広報媒体を活用し一般市民にもより啓発を行っていく予定である。</p> <p>(3) 民生委員の負担軽減</p> <p>① 証明事務</p> <p>平成 28 年度から 30 年度にかけて、民生委員への協力依頼事項の見直しを実施し、民生委員業務の負担軽減を行っている。令和 5 年度においては、証明事務の大部分を占め、特に負担となっている児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止を地方分権改革に関する提案（内閣府）に提案し、現在ヒアリング等が行われている。</p> <p>② ICT 活用</p> <p>175 名の地区民児協会長にタブレットを貸与し、デジタル操作に慣れていただくため、丁寧なサポートを行いながら、ICT を活用して事務の軽減を図る取り組みを進めている。</p>
今後の方向性	<p>将来、民生委員の担い手となり得るような人材の育成および民生委員活動を手伝っていただけるような人材の輩出ができるよう、行政としてサポートしていく。</p>
R5 予算	<p>地区民生委員児童委員協議会活動補助制度：43,750 千円</p> <p>民生委員児童委員活動費支給制度：332,187 千円</p> <p>民生委員支援員活動費支給制度：6,516 千円</p>

神戸市防災福祉コミュニティ	
設立年月日	1997（平成9）年～
設立の経緯・背景	<p>神戸市では、昭和60年から「自主防災推進事業」を推進し、概ね小学校単位で神戸市内166地区に「自主防災推進協議会」が結成された。この協議会では、防災知識の普及や防災意識の啓発のための活動を主にを行い、初期消火や救出・救護、避難誘導等の災害活動の位置付けが弱かったため、阪神・淡路大震災時には組織的に活動ができない地域があった。</p> <p>そのため、平成7年度から防災福祉コミュニティ事業がモデル事業として開始され、平成9年度から本格的に結成を図り、平成20年度には神戸市内全域の計191地区で神戸市防災福祉コミュニティが結成された。平成30年度には新たな小学校区にさらに1団体結成され、計192地区で結成されている。</p>
設立根拠	神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱
団体数	192団体
設立単位	おおむね小学校区に1つ
団体の概要	地域の自治会や婦人会、老人クラブ、民生児童委員、青少協、PTA、消防団、地域の事業所などで組織され、地域の防災活動や福祉活動の連携を通じて、ご近所での助け合いの精神や顔の見える関係を醸成し、いざという時にも活動できる組織作りを目指す。
結成主体（構成員）	ふれあいのまちづくり協議会のほか、自治会や婦人会、老人クラブ、民生・児童委員、青少協、PTA、消防団、地域の事業所など、各地縁団体の代表で組織されていることが多い。 〈参考〉ふれあいのまちづくり協議会111団体（※運営活動費の申請状況）
役割	地震等の大規模な災害時に共助の力を活用し、公助では対応出来ない部分の初期対応活動を担う。
活動内容	<p>通常時：いざという時にも助け合うことができるよう、各種防災訓練や、要援護者の見守り活動などを通じて、ご近所同士で顔の見える関係を構築する。</p> <p>また、防災講演会の開催や防災に関するチラシの配布など、防災知識の普及啓発、まち歩きなどによる危険箇所の把握等に取り組む。</p> <p>災害時：消火や救助などの初期対応を行う。避難所の開設は区が主体となっていくが、地域によっては自治会のほか、防災福祉コミュニティとして避難所の解錠や物資の搬出等を行っているところもある。</p>
支援制度	<p>① 活動費の一部助成</p> <p>運営活動費・・・会議費、防災組織の運営に必要な経費、防災活動に必要な経費（上限14万円/年）</p> <p>提案型活動費・・・地域の状況に応じた提案型の活動を実施するための経費（上限20万円/年）</p> <p>防災資機材整備助成・・・防コミが所有する防災資機材の更新、新たな取り組みに必要な防災資機材の整備にかかる経費の助成</p>

	<p>② 新規結成時の防災資機材の配備（全地区に配備完了）</p> <p>③ 市民防災リーダーの養成 災害発生時に公的機関が活動に着手するまでの間、近隣住民の先頭に立って防災活動をするリーダーを、年間約 1,000 名養成。消防署では、リーダーとしての役割や各種防災訓練の指導法などを学ぶ「市民防災リーダー研修」を毎年実施。</p> <p>④ 防災活動の手引き冊子の作成・配布</p> <p>⑤ その他 消防係員による訓練や助成金事務の相談、訓練実施時の支援（資機材の貸出や消防車両の展示等）</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防災福祉コミュニティの中には、リーダーの高齢化、参加者の固定化、活動のマンネリ化など、地域だけでは解決が困難な課題を有しているところもある。 ・学生やその親世代を含め、幅広い世代が防災への関心を持ち、防災活動に参加するよう働きかける必要がある。
新たな取組み	<p>(1) リーダーの高齢化に対する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ジュニアチーム 防災福祉コミュニティの中には、若い世代やその親世代に防災への関心を持っていただけるよう、防災ジュニアチーム等の学生への活動支援にも積極的に取り組んでいる地域がある。令和5年度は防災に関する専門家の支援を受けながら、防災ジュニアチーム等の活動を円滑に行うための育成メニューや、新たに結成する際の留意点や手順等を示したマニュアルの作成に取り組む。 ・兵庫県少年少女消防クラブ交流大会 兵庫県とも連携し、防災ジュニアチームによる水消火器の取り扱いやホース延長などの日頃の活動の成果を披露する交流大会を開催する。 <p>(2) 専門家派遣による活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BOKOMIサポーター制度（H26～） 防災に関する専門的な知識やコンテンツを有する防災士等の専門家から地域の防災活動への支援や助言を受けることができるBOKOMIサポーター制度を運用している。令和5年度には、アウトドアに関する知見を活かした防災メニューに加え、災害時に連絡手段を確保する手法や、外国人居住者の参加を促進するための通訳、台風や土砂災害への対策を考えるワークショップ等の支援ができる団体を新たに登録するなど、制度の充実に努めている。 ・専門家派遣事業（R5～） 令和5年度の新たな取り組みとして、地域の課題解決のためのノウハウを有する専門家を地域に派遣し、地域課題の解決に取り組む。具体的には、これまで地域で行ってきた訓練や行事などを専門家の視点でチェックしてもらい、地域性に合った取り組みを企画、実施することで、幅広い世代が防災に触れる機会の創出につなげる。さらに、地域おたすけガイド（計画書）を活用した災害図上訓練の実施及び訓練を通して出た課題等を踏まえ、実情に沿った計画書となるよう、見直しを行う。
今後の方向性	<p>震災から30年を見据え、災害時の実働が期待できる状態を維持していくため、</p>

	<p>次世代の担い手育成の支援や地域の課題解決に取り組み、防災福祉コミュニティのさらなる活性化を図っていく。上記取り組みの他、地域のリーダーを養成する研修においては、防災福祉コミュニティ間の交流の場を通じた課題解決の契機づくりにも力を入れており、ワークショップ形式で交流の場を設け、さまざまな意見を出し合い、課題解決に取り組んでいる。</p> <p>※本年2月に実施した研修では、「次世代をどう巻き込んでいくのか」というテーマで議論を実施。</p>
R5 予算	<p>令和5年度補助金予算 33,940,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営活動費：190 地区×140,000 円=26,600,000 円 (他2地区については、神戸市地域活動統合助成金を活用) ・提案型活動費：3,840,000 円 ・防災資機材整備助成：3,500,000 円 (別途、小型動力ポンプの整備費として緊急防災減災事業債予算措置：5,000,000 円)

ふれあいのまちづくり協議会	
設立年月日	1990 (H2) 年～
設立の経緯・背景	<p>地域福祉センターを拠点とする地域福祉活動を全市展開するため、1990年に神戸市ふれあいのまちづくり条例（以下、「条例」という。）が制定された。条例では、地域の福祉関係団体、公共的団体の代表者と地域住民が自主的に組織するふれあいのまちづくり協議会が、各種福祉活動・交流活動等（ふれあいのまちづくり事業）を行うこと、ふれあいのまちづくり事業の拠点として神戸市が地域福祉センターを設置することが規定された。</p> <p>これを契機に、地域福祉センターの設置とふれあいのまちづくり協議会の結成が、市内全域にわたり展開されることとなった。</p>
設立根拠	神戸市ふれあいのまちづくり条例
団体数	194 団体
設立単位	おおむね小学校区に1つ
団体の概要	<p>高齢者や障害者、子どもたちなどが、互いに支えあって暮らしていくことができる地域社会づくりを目指して活動を行う住民主体の任意団体。住民間のネットワークを生かして、地域の福祉ニーズを把握し、実情に応じた福祉活動や交流活動などを実践。</p>
結成主体（構成員）	<p>各地域の状況によってさまざまではあるが、自治会、婦人会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、子ども会、青少年育成協議会、PTA、ボランティアグループの代表者などで組織されていることが多い。</p>
役割	地域福祉センターを拠点とした地域福祉活動及び地域交流活動の実施。
活動内容	<p>地域福祉センターの管理にあたりとともに、そこを拠点として福祉・環境・防災・教育等さまざまな分野における地域活動を行う。</p> <p>〈地域福祉センターでの主な活動内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動…ふれあい給食・ふれあいサロン（喫茶）・健康講座・福祉講座・健康体操・地域ボランティアの発掘、地域デイサービス・リハビリ、こども食堂、学習支援等 ・交流活動…世代間交流、障害者・福祉施設との交流、独居高齢者や男性対象等の料理教室、子育てサークルづくり、バザー・展覧会の開催、地域の祭り等 ・その他 …協議会ニュースの発行、ホームページの開設、カラオケ・囲碁・将棋・民謡・太極拳・ヨガなど趣味の集い等 ・住民相互の支援事業… 身近な相談機能づくり、地域での支えあいのしくみづくり、人にやさしい・人がやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）
支援制度	<p>① ふれあいのまちづくり助成制度</p> <p>ふれあいのまちづくり協議会が行う地域活動（ふれあいのまちづくり事業）に係る経費を助成する。</p> <p>※地域福祉センターの指定管理料は別途交付（人件費は含まれない）。各ふれま</p>

	<p>ち協では利用者からの運営協力金（寄付金）により自主財源を確保し、必要に応じて当番手当に上乘せするなど工夫。</p> <p>② 地域福祉センターを活動拠点としてもたないふれあいのまちづくり協議会の地域福祉活動に対する助成制度</p> <p>活動のみを行うふれあいのまちづくり協議会に対してふれまち助成の他、活動費を別途支援する（会場借り上げ料や消耗品等への支援を想定）。</p> <p>③ 民間施設を地域福祉センターとして活用する場合の補助制度</p> <p>自治会館などを拠点施設として活用し、ふれあいのまちづくり協議会が活動を行う場合の備品や運営費に関する補助。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の高齢化や後継者不足、活動の担い手不足 ・ 活動内容の固定化 ・ 概ね高齢化した各地縁団体の代表者で構成されているため個人の負担が大きい。 ・ 地域住民間の狭いコミュニティのため、人間関係のトラブルなどが活動や地域福祉センターの利用に反映されやすい。
新たな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉センターにおける利活用事業の促進 <p>ふれあいのまちづくり協議会のニーズや活動低迷などの状況を踏まえ、行政が積極的に企業、NPO、教育機関、図書館、ボランティアを希望する個人とマッチングを行い、多世代交流事業等を実施（令和4年度は親子向けプログラミング教室や図書館司書による出張親子向け読み聞かせ講座等、新たに82事業を展開）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉センターの利活用公募事業 <p>令和5年度より、市内55センター（令和5年10月1日～令和6年3月31日）を対象に、対象センターの利活用を希望する団体を募集し、センターの利用率向上や活動の活性化、ふれあいのまちづくり協議会との関係性づくりに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協働局の新設により、ボランティアマッチングシステムの運用、職員OBボランティアの派遣、地域コーディネーターの配置など既存の地域活動主体に対する支援を強化。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の活動主体との連携による地域福祉センターの利活用（多世代交流の場づくり）を促進し、ふれあいのまちづくり協議会（地域）の活性化に向けて、行政が積極的にコーディネートを行う。 ・ 令和4年度に神戸市が設置した地域福祉センターに関する検討委員会の最終報告書を踏まえ、地域福祉センターの利活用を促進するための制度の見直しを検討する（地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針の策定） ・ ふれあいのまちづくり協議会の意向を十分に踏まえたうえで、一部の地域福祉センターの指定管理者を公募することも検討 ・ 活動を促進するためにふれあいのまちづくり助成制度の見直し、事務負担の簡素化等に継続的に取り組む。
R5 予算	392, 268 千円（地域福祉センター指定管理料、ふれあいのまちづくり助成金等）

まちづくり協議会	
設立年月日	1978（昭和 53）年～
設立の経緯・背景	<p>昭和 40 年代の高度成長期に、乱開発や公害などで苦しんでいた地区の住民が立ち上がり、自分たちの住環境を良くしていこうとした活動が活発になった。</p> <p>そういった時代背景の中で、1980（昭和 55）年に創設された「地区計画」制度に対応するとともに、市民のコミュニティ活動をまちづくり活動に結実させるためのシステムとして、1981（昭和 56）年 12 月に「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）」を制定し、市民と行政の役割を明確にした上で各地区の発意によるまちづくりの推進を目的とした団体の支援を開始した。</p>
設立根拠	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）
団体数	活動団体：59 団体（助成金利用：46 団体、専門家派遣利用：56 団体） 認定 55 団体(2023(令和 5)年 2 月 1 日現在)
設立単位	対象地区により異なる
団体の概要	<p>まちづくり提案の策定やまちづくり協定の締結・運用等により、地区の住み良いまちづくりを推進する。「まちづくり条例」においては、次の各項目に該当する団体をまちづくり協議会として認定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区の住民の大多数により設置されていると認められるもの 2. その構成員が住民等（地区内の居住者、事業者及び土地または家屋の所有者）、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずるものであること 3. その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの
結成主体（構成員）	居住者・事業者・土地又は家屋の所有者等 （協議会の会長や役員は自治会長が担っている場合もある）
役割	ものづくり、ルール作り、魅力づくり等に取り組み、将来像の実現を図る。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり構想の作成（まちの将来像やまちづくりの方針等について意見を集約） ・まちづくり提案（市にまちづくり構想を提案し、市はその提案に配慮するよう努める） ・まちづくり協定の締結（住み良いまちづくりを推進するために必要な建築等に関する事項をまとめた地域個別のルールをまとめる） ・まちづくり協定の運用（建築物等に係る説明会の開催など） ・地区の魅力発信、アンケート等による住民意見の収集・合意形成
支援制度	<p>① まちづくり助成</p> <p>住民の自主的なまちづくりを促進することを目的として、生活環境の改善や都市機能の更新などの住み良いまちづくりの推進を目指した団体等に対し、活動費用の一部を助成する。</p> <p>初動期団体助成：原則 2 年 10 万円／年 まちづくり推進準備団体助成：原則 3 年 30 万円／年 まちづくり推進団体助成：原則 7 年（まちづくり推進準備団体から通算して合計 10 年を限度） 30 万円／年</p>

	<p>事業推進団体助成：事業等の完了目標年次まで 30万円／年 長期活動団体助成：3年（※期間の更新は可能だが更新前に審査が必要） 助成対象費用の2分の1かつ年30万円限度 長期協定運用団体助成：6年（※期間の更新は可能だが更新前に審査が必要） 助成対象費用の5万円まで全額（5万円以上は2分の1かつ年30万円） 再開発準備組合：原則3年 助成対象費用の2分の1かつ年100万/haを限度</p> <p>② まちづくり専門家派遣制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター派遣 初動期のまちづくり活動や、都市計画事業の推進を支援するために、専門家（まちづくりコンサルタント・建築士・弁護士など）をコーディネーターとして派遣する。 ・コンサルタント派遣 まちづくり構想の策定や、まちづくり協定・地区計画などの「ルールづくり」等、活動内容に応じて専門家を派遣する。 ・アドバイザー派遣 まちづくり協定等の運用などを支援するために、専門家をアドバイザーとして派遣する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災後の震災復興事業に関連して協議会が多数設立され、条例に基づく認定協議会として復興事業推進の重要な役割を担ってきた。それらの協議会は事業の完了によりその役割を終えたものは会からの申請に基づき認定廃止をしているが、存続意向であった一部の団体が、活動実態のないまま認定のみ残っているものがある。 ・まちづくり協議会の認定やまちづくり構想策定、まちづくり協定の締結及び更新にはエリア内住民の大多数の同意が必要であるが、社会情勢や住宅事情等の変化により、また協定の更新は当初締結から年月が経っていることから、アンケート回収率が低下する傾向にあり、今後の同意確認の手段や同意率の考え方の整理が必要。 ・協議会は地域のまちなみを守ることを目的とした団体であり、長期的な視点（まちの将来像）での活動を軸としながら地域課題に取り組んでもらうものだが、自治会長が委員となっていることもあり、ゴミ問題などの自治会マターの課題への取組も多く、支援の範囲の線引きが難しい。 ・自治会役員の高齢化にも関連して協議会委員の高齢化が進んでいる。会長の責任が大きいこともあり、後継者を確保するのが難しい状況。
新たな取組み	<p>これまでも協議会の自立的な活動を促すため、助成制度やコンサルタント派遣の見直しを行ってきたが、今後もさらなる自立を目指してもらえるような仕組みを検討する。</p>
今後の方向性	<p>地域のまちなみを維持するため、協議会の活動継続を支援していく。</p>
R5 予算	<p>まちづくり助成：8,735千円 まちづくり専門家派遣制度：35,350千円</p>